# 議会だより おおいそ

第203号
2021年（令和3年）1月27日発行

## 12月定例会

新条例3件可決・・・2～4

## 令和3年元旦の六所神社

（関連記事20ページ）

# 12月定例会

12月定例会は、11月30日から12月15日までの16日間の会期で開きました。

本会議初日は、条例の改正が３件、指定管理者の指定が３件、令和2年度補正予算５件の合計11議案を原案どおり可決しました。

また、12月２日、3日、委員会付託された新規条例３件と陳情４件の審査を行いました。12月9日、10日には一般質問が行われ、11人の議員から22問の質問がありました。

最終日には、初日に委員会付託された「大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」、「大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」は賛成多数、「大磯町森林環境譲与税基金条例」は全会一致で可決したほか、「地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度構築を求める意見書」を可決しました。

新条例

## 大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方公共団体が締結する契約期間が単年度内であることの例外として、地方自治法の改正が平成16年に行われ、複数年にわたる契約について、長期継続契約を活用することができるようになりました。予算の一部を構成するものとして議会の議決を必要とする債務負担行為に比べ、毎年度の予算の範囲内で役務の提供を受けることができることから契約方法の幅が広がり、柔軟な対応ができるため本条例を制定するものです。

**委員会での審議経過**

予算金額の範囲設定など契約に当たっての基準が必要との意見から継続審査の提案がされたが、採決の結果、継続審査３名、審議続行３名により委員長採決とし、審議は続行され、可決しました。

**問**　条例を制定し、契約を結ぶことでの、メリット、デメリットとは。

**答**　メリットは、毎年入札を行う必要がなく、契約事務の効率化が図られることや談合などがしにくくなり、毎年の予算審議として行われる。デメリットとしては、業者の固定化、町独自で行うため、議決権限の縮減があげられる。

**問**　長期継続で進める内容は、予算審議の時、説明されるのか。

**答**　事前の定めに基づき、運用出来る範囲を決め、当該年度に定められた予算の範囲内で契約を締結する。予算書への明示の決まりはない。

**問**　平成16年に法律の改正が行われたが、条例制定がなぜ今なのか。

**答**　当時の債務負担行為は６件のみで、十分対応が可能であったが、平成26年度より、担保を要するリース契約を含めるようになり、現在は127件になった。議会からの指摘もあり、導入を提案した。

**問**　予算審議の時、長期継続契約に移行したものを明記しないと判断が難しいが。

**答**　長期継続契約と債務負担行為は、法の条文自体が異なるため、同様に表記は出来ない。

**問**　長期継続契約を結んだ後、業者が2年目にこの予算では応じられないという場合は。

**答**　業者が契約解除を申し出れば、町へ補償を、町側からであれば、町側が補償をする。

**問**　契約業者が分かる仕組みが必要。年一回は議会・町民に事業、契約金、期間を公表する考えは。

**答**　施行規則等で該当する項目を明示する。

**問**　透明性の確保は必要、条例で契約の限度額を定めている自治体があるが、その考えは。

**答**　金額ではなく、業務内容や契約の中身でみていきたい。基本的には金額の設定で一定のラインを引くことは、考えていない。

**債務負担行為と長期継続契約の違い**

予算は単年度完結が原則であるが、債務負担行為はあらかじめ後の年度の債務を設定の範囲内で、契約終了まで確約することを予算で決める。

長期継続契約は、複数年の契約を行えるが、支出の議決は毎年度ごとで、予算の範囲内で執行される。

## 討論

※委員会での討論は「委員」、本会議での討論は「議員」と表記しています。

### 反対

【渡辺順子委員】
条例自体は悪くはないが、透明性の確保や規則で包括的に全部委任するのは心配。条例の修正案を出し継続審議にしたいが、かなわないので、反対する。

【鈴木京子議員】
長期継続契約は、執行者に主導権がある。議会のチェック機能を自ら狭める必要はない。上限額や内容の公表などを定めることにより透明性が確保されると思うが示されていない。

【吉川諭議員】
町の契約形態に大きな影響を与える条例。議会としてチェック機能が働くよう条文をより限定的にするか、事後の報告を義務づける工夫等をする必要がある。それが担保されていないので反対。

### 賛成

【石川則男委員】
債務負担行為に比べれば、毎年のチェックができるという意味では、この契約の方がよりフェアで、より透明性が上がるということで賛成する。

【清田文雄委員】
町は、多くの債務負担行為を設定している。これにより予算審議が希薄になる。条例を定めることにより毎年度の予算の範囲内で契約を結ぶことから、透明性が増す。

【柴崎茂議員】
単年度予算の原則から債務負担行為は議会の権能を放棄させるものである。予算単年度の原則を遵守する意味でもこの長期継続契約は必要であるとし、賛成する。

---

新条例

# 大磯町森林環境譲与税基金条例

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、令和元年度から森林の整備及びその促進に関する施策に対し、国から県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されることとなり、本町でも譲与税を財源として事業を行っているが、各年度の執行残を積み立てることを目的として条例制定するものです。

### 条例制定の趣旨

温室ガス排出削減や災害防止、森林の環境整備に必要な財源を確保する観点から、森林環境税（令和6年度より国税として千円課税）が創設され、それを財源として、県及び市町村に環境譲与税が令和元年から譲与されました。

今後、令和6年度の森林環境税の課税により、譲与税の増額が見込まれており、各年度事業の執行残が発生することが予測されることから、各年度で発生する執行残を基金として積み立てることを目的として本条例を制定する。

**問** 積み立てられた基金は、森林環境整備等に特化して使われるのか。

**答** 山林などの維持整備に関する施策、人材育成、普及啓発部分、木材の利用という使途がある。整備以外でも活用ができ、今後考えていく。

**問** 町は、松くい虫被害対策自主事業を実施し、森林環境譲与税の使途としているが、薬剤の樹幹注入後の調査にも使用することができるのか。

**答** 樹幹注入後の観察部分に充てられるのかどうかを含め、担当課に投げかけ広く活用する。

## 討論

※委員会での討論は「委員」、本会議での討論は「議員」と表記しています。

### 賛成

【鈴木たまよ委員】
山は、きちんと整備することにより災害の防止に大きく貢献する。条例を制定することにより、大切に山の整備に使って欲しい。

【清田文雄委員】
令和6年度より、増税にはなるが、譲与税の執行残を基金にして積み立てるということ、この基金が無ければ、たばこ税のように一般会計の中に溶け込んでしまう。

【渡辺順子委員】
基金の使途に、間伐や人材育成、木材の利用というものがある。その使途は公表される。良い使い方ができると思い賛成する。

【二宮加寿子議員】
ＳＤＧｓの持続可能な森林環境にするためにも残金の積み立て、木材利用の促進、啓発に活用するには条例をつくり、準備を進めていくよう望み、賛成とする。

# 新条例

# 大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における立候補者の選挙運動に係る費用について、立候補に係る環境の改善を図るため「大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定するものです。

## 公職選挙法の改正内容

町条例内容

○町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

①選挙運動用自動車の使用

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

※各町村で条例を定めることによりこれらの選挙公営が実施できる

○町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁（上限1600枚）

○町村議会議員選挙における供託金制度の導入（15万円）

☆色がけ箇所が制定された新条例内容

**問** 一昨年の町長選挙、昨年の町議会議員選挙に使ったそれぞれの費用と投票率は。

**答** 町長選の予算はおよそ1185万円、決算はおよそ995万円、町議選の予算はおよそ1515万円、決算はおよそ1247万円だった。また投票率は、町長選は41・17％、町議選は43・7％だった。

**問** この条例が可決された場合、今の選挙費用に対してどれくらい追加となるのか。

**答** 町長選と町議選では配布できるビラの枚数が異なるが、一人当たり70万円ほどかかる。町長選で4名を見込んだ場合およそ300万円、町議選で25名を見込むとおよそ1700万円が加算されると思われる。

**問** 供託物没収点について、没収されないためには何票が必要となるのか。

**答** 没収点については公職選挙法に基づく計算方法で算出する。全体の投票数と有効投票総数に基づき計算すると、一昨年の町長選は約1124票、昨年の町議選は約86票となる。

**問** 町長選と町議会議員選挙を同一選挙にした場合、どの位の費用が削減できるのか。

**答** 重複している部分を引くと、おおむね600万円程度は費用をかけずに執行できると思われる。

## 討論

※委員会での討論は「委員」、本会議での討論は「議員」と表記しています。

### 反対

【柴崎茂議員】

選挙は候補者が各々で考え、最小限の経費でというのが本分。普通の人が普通に出てくるシステムは今でも機能している。

【鈴木たまよ委員】

多額の税金を選挙につぎ込むこと自体に反対。政治に対する関心のなさはもっと根本的なところに問題がある。

### 賛成

【清田文雄委員】

町村議員のなり手がいないことによる改正と理解する。立候補のハードルが下がることで意欲ある立候補者に期待する。

【渡辺順子委員】

賛成はするが、これだけで選挙の投票率が上がるとは思わない。公職選挙法そのものの見直しが必要だと思う。

【石川則男議員】

公費負担により立候補しやすくなる。よりふさわしい候補者からよりふさわしい議員が選ばれることを期待する。

【吉川諭議員】

否決されても公職選挙法で規定されている供託金と選挙期間中のビラ頒布は残る。費用面でバランスのとれた選挙制度であるべき。

一括審議

# 大磯町職員の給与に関する条例を改正
# 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正

人事院勧告を踏まえ、大磯町職員の期末手当の支給月数を見直すため、規定の改正をするものです。

## 期末・勤勉手当の引き下げ

（令和２年度分は12月支給分から適用、令和３年度以降分は令和３年６月期以降から適用）

### 一般職の支給月数

| | | ６月 | 12月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和２年度 | 期末手当 | 1.30月（改定なし） | 1.25月（現行：1.30月） | 4.45月（現行：4.50月） |
| | 勤勉手当 | 0.95月（支給済み） | 0.95月（改定なし） | |
| 令和３年度以降 | 期末手当 | 1.275月（現行：1.30月） | 1.275月（現行：1.30月） | 4.45月 |
| | 勤勉手当 | 0.95月 | 0.95月 | |

### 特定任期付職員の支給月数

| | | ６月 | 12月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和２年度 | 期末手当 | 1.70月（改定なし） | 1.65月（現行：1.70月） | 3.35月（現行：3.40月） |
| 令和３年度以降 | 期末手当 | 1.675月（現行：1.70月） | 1.675月（現行：1.70月） | 3.35月 |

**問**　対象職員の人数と金額は。

**答**　正規職員２５０名、任期付き職員35名、会計年度任用職員１６１名が対象となり、影響額の総額はおよそ６２万円となる。

**問**　10月29日の総務建設常任委員会協議会で見込額は５３０万円とのことだった。およそ１００万円増えた理由は。

**答**　協議会で説明した額は概算で、今回は補正予算で詳細に精査した。

**問**　人事院勧告による下げ幅の根拠は。

**答**　人事院が約１万２０００の民間事業者を対象に調査を行い、民間の支給月数４・46月に対し公務員の支給月数４・50月という状況から０・05月を引き下げた。

## 討論

**反対**

【鈴木京子議員】
時間外手当が実態に即して支払われていないなど、閉塞感が満ちている今の町の職場に希望を持たせたい。

【飯田修司議員】
決算書を見て、締めるところはいくらでもある。給与はきちんと払って離職者は出さない。よその市町に従うことはない。

**賛成**

【清田文雄議員】
民間が厳しい状況にある中、地方公務員が現状のままでよいというのは国民感情から理解が得られない。

# 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正

選挙執行時の投票管理者と投票立会人について交替して従事できるように、報酬を規定します。併せて開票並びに選挙会が翌日まで引き続いた場合の選挙の執行に従事する者の報酬を整理し、報酬額を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に規定する額に合わせるよう改正するものです。

## 改正内容

(1)投票管理者及び投票立会人が交替して従事する場合、別途定める規則等に基づき報酬額を算出する。

(2)選挙立会人の報酬については、開票立会人と同額とする。

(3)開票及び選挙会に従事する選挙長、開票管理者、開票立会人、選挙立会人が午前０時を過ぎて翌日まで引き続いて職務に従事した場合、日額報酬１日分のみを支給する。

(4)選挙の執行に従事する者の報酬の金額について「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に規定されている金額に改める。

**問**　交替できることで従事する方の負担解消になるのか。

**答**　交替することで負担は減る。従事する方の選択肢が増えると考える。

**問**　報酬の按分計算について、日額を定めるだけでもよいのでは。

**答**　金額については、執行経費基準法に合わせるという考えの下行っている。交替制の導入により方法が変わるので事前に説明をする機会を設ける等、周知の仕方を検討していきたい。

# 福祉センターさざれ石・運動公園・鴫立庵 指定管理者決まる

３つの施設の指定管理者を指定する議案を審議・可決しました。

指定管理者制度とは、公の施設の管理・運営を民間事業者の専門的な知識・経験等により、施設の特徴を活かした利活用、効率的な施設の維持管理、サービスの充実などを図るため、民間事業者等に代行させることができる制度です。

福祉センターさざれ石及び大磯運動公園では平成20年度から制度を適用し４期目、鴫立庵は２期目となります。

指定管理者候補者選定等委員会における書類審査・プレゼンテーション・ヒアリングによる審査と、専門的な知識を有する外部識者（税理士）からの意見を参考にし、事業者を選定し、提案され可決しました。

指定期間は、いずれも令和３年４月１日から５年間となります。

福祉センターさざれ石

大磯運動公園

鴫立庵

## 社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

### 福祉センターさざれ石

高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ、福祉の増進と福祉活動の育成発展を図ることを目的に公募をし、応募は１団体でした。

**問** 募集要項に町と指定管理者が協議の上でリスク分担を決定するとあるが、築20年を経過している建物の修繕について何か約束ごとはあるか。

**答** 指定管理者と結ぶ基本協定の中にリスク分担がある。10万円未満の小規模な修繕は指定管理者が担い、10万円以上の全体的な修繕、設備の入替え等に関しては町が担うこととなっている。

**問** 通所サービスの際、施設の一部を貸しているが、利用料は。

**答** 指定管理の委託業務の内容に福祉センターの維持管理、施設の利用承認、介護保険事業の中の通所介護業務がある。通所介護で利用する部分に関しては、指定管理業務の一部として認識しているため、町から利用料等は徴収しない。

**問** 大磯町の災害・防災計画の中で福祉センターは、災害時に支援を必要とする人たちの避難場所と位置づけられているが、きちんと体制が図られていると考えてよいか。

**答** 初期対応は、指定管理者の職員が施設の管理者として町福祉課の職員と対応する。また、夜間や休日に災害が発生した場合は、災害時の緊急連絡の体制ができているため、当番に当たる指定管理者の職員が、施設に来て対応することになる。

**問** 大磯町社会福祉協議会以外の応募があった場合、どのように対応していたか。

**答** 指定管理者は公募により行う規定があるため、他の事業者が手挙げをされた場合も、プレゼンテーションを行い、採点の上、得点の高い事業者に依頼する形となる。

## 株式会社ランナーズ・ウェルネス

### 大磯運動公園

町民のスポーツ推進及び心身の健全な発達に寄与することを目的に公募をし、応募は、2団体でした。

**問** 施設の189か所のLED照明化、そりゲレンデを一部整備し復活させ、フィールドアスレチックが楽しめるわんぱく広場を新設するというのは非常に魅力的だが、費用はどのように見ているのか。一般的に大規模な修繕費は町が行うというようなルールがあると思うが。

**答** 事業者が費用をもつと認識している。

**問** 大磯町東部地域に住んでいる方も運動公園へ行きたいという希望があるが、行くまでの足がなく困っているが。

**答** 平日に町が補助している路線バスで大磯運動公園経由のものがある。土日、祝日の対策については今後検討していきたい。

**問** 野球場、テニスコート、多目的広場等の有料施設を町民が優先して利用できるよう調整できないか。

**答** 有料施設の取扱いについては、今までどおりである。

**問** いくつか自主事業を提案されているが、青写真や設計図みたいなものは提案されたか。

**答** まだ詳細なものはないが、わんぱく広場には、公園南側の斜面の一部を利用した中で、木のブランコ、ターザンロープ、水遊び場、木のボルダリングなどを検討していると聞いている。

**問** 運動公園にドッグランができることは町民に喜ばれると思うが、利用者への周知やマナー、指導は事業者に任せるのか。

**答** 指定管理者だけでなく、町も一緒に考えてより良いものにしていきたい。

## 日本環境マネジメント株式会社

### 鴫立庵

1664年の開庵以来、日本三大俳諧道場として今日まで受け継がれている鴫立庵を、歴史的な文化財として保存活用し、文化の向上と観光の発展を図ることを目的に公募をし、応募は、1団体でした。

**問** 普及活用事業で俳句文化の振興を図るための事業に俳句教室、鴫立庵便りの季刊発行、大磯西行祭の活性化とあるが、この大磯西行祭の活性化という事業内容とは。

**答** 今年度までは町が西行祭の運営を行っていたが、次期指定管理期間からは、指定管理者に事業の運営をしていただく。

**問** 町では西行祭を80万円で行っていた。指定管理者の計画では52万円とあるが大丈夫か。

**答** 実際行ってみて、過不足が出てくることも想定されるため、資金のやりくりが必要になるかもしれない。次期指定管理者は、多くの施設で指定管理業務を行っており、資機材の自己所有、さまざまなノウハウを持っているため、どのように経費の節減ができるのか、今後経過を見守っていきたい。

**問** 収支計画での普及活用事業が前回より大分少なくなっているのは。

**答** 5年間の実績を経て、施設の大きさ、敷地の面積等を考慮し、小規模な事業を数多く行っていきたいと説明があった。普及活用事業については、町民の方などに参加してもらいながら多くの人の交流の場になってもらえればと考える。

# 補正予算を可決

一般会計補正予算（第７号）は、歳入歳出予算の総額に１億5,311万1,000円を追加し、予算の総額は142億5,901万8,000円となりました。

審議では、さまざまな事業に対する質疑が、活発に行われました。

現庁舎南側

## 本庁舎建設基金　6700万円 増

本庁舎建設基金への積立金を、令和2年度当初予算で1億円、9月補正予算で2億円の合計3億円に加え12月補正予算でさらに6700万円増額する。

問　当初予算からの積み立ての総額は。

答　令和元年度末残高が5億2700万円、本年度の積立見込額が3億6700万円なので令和2年度残高は8億9400万円になる見込み。

問　財源内訳は。

答　交付税の増や寄附金等で1億5870万円の余剰財源があり、ここから6700万円を積み立てた。

問　一心不乱に庁舎建設に走っているように見えるが、そんなに急いで積み立てをしなければいけないのか。

答　災害も頻発する中、いろんな意味で庁舎の重要性を町民も理解している。何が何でも姿勢を示さなければならない。

## 給与費　4755万円 減

人事異動及び条例改正などにより給料、報酬及び職員手当を合計4755万円減額する。

問　人事異動であれば減るところと増えるところがトータルで同じになるのではないか。

答　退職職員が多く、採用が進まない場合はマイナスの補正になる。

問　正規職員の人数は何名減ったか。

答　マイナスとなっている一般職員8名のうち、正規職員は4名になる。

問　そのうちの自己都合退職者は。

答　今年度は1名。

## 保健衛生事業　275万円 増

新型コロナウイルス感染防止対策に係るサーマルカメラ、保健指導用タブレット端末の購入のため275万円を増額する。

問　サーマルカメラの使い方は。

答　施設の玄関に設置し、通過される方の体温を瞬時に測定する。現段階では本庁舎、保健センター、国府支所に設置を予定している。

## 商工業振興 1100万円 増

第3次新型コロナウイルス感染症緊急対策として、商工会による地元事業者を応援する事業に係る交付金1100万円を増額する。

問 1100万円の内容は。

答 新たな冊子の作成に約350万円、スタンプラリーのチラシや景品に約220万円、町内事業者が実施するキャンペーンのポスターや掲示物の作成に約42万円、そして日帰りのツアーや宿泊プランのための動画作成などに約480万円がかかる。

問 他市町のようなプレミアム商品券は考えなかったか。

答 3月までに事業を終えることが難しく、また商品券は大型店に集中してしまう傾向にあるため、地域のお店を元気づけられるような施策をという声があった。

問 前回の補正予算で作成した「大磯エール」はどこが作ったのか。

答 商工会が発注し、編集と製作は東武トップツアーズがおこなった。

↑広報と一緒に配布された「大磯エール」

## 新生児特別給付金 1600万円 増

問 交付金の内容は。

答 国が行った特別定額給付金の対象にならない令和2年4月28日から令和3年3月31日に出生し、町に住民登録されているお子さんに10万円を給付する。

問 何人分を用意しているか。

答 令和3年3月末までに160人分を見込む。

## 寄附金 2602万円 増

一般寄附金として2500万円、新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金として102万円を歳入に増額する。

問 一般寄附の金額が大きいが、内容は。

答 2000万円が1件、250万円が2件それぞれ基金に積み立ててもらいたいという寄附者の意向があった。新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金は4月1日から10月30日までに101万6000円を頂いた。

問 寄附の使い道は。

答 一般寄附金2500万円については寄附者の意向でそれぞれの基金に振り分けた。

## 学校などの長寿命化計画策定に 478万円 増

教育施設等の長寿命化計画の策定に時間を要し、年度内に業務が終了しないため翌年度に繰り越して使用できるように繰越明許費として478万円を増額する。

問 令和2年度中にこの教育施設の長寿命化計画を立てなければいけないことを知ったのはいつか。

答 承知したのは今年度の5月。

問 業務の内容と範囲は。

答 保育園が1園、幼稚園が2園、小中学校がそれぞれ2校、また教育研究所、生涯学習館、図書館、郷土資料館を考えている。年度内に概要版、来年6月に完成版を提出する。

問 中学校給食の開始時期は白紙とのことだが、長寿命化計画の策定業務には中学校給食のための要素が含まれるか。

答 給食施設に関してはこの長寿命化計画には盛り込まない。

問 中学校給食の再開はいつになるのか。

答 当初は令和5年度の実施を考えていたが、大磯町立中学校給食施設建設準備会等でいろいろな意見を頂いた中で長寿命化を先行しようという形を考えた。今後のスケジュールは予定が立っていない。

問 480万円で足りるのか。

答 期間や予算を総合的に判断してこの積算をした。

## 国府小学校 備品・音響機器 107万円 増

問 具体的にはどういうものか。

答 国府小音楽室のアンプ、プレイヤー、スピーカーなどの音響機器とグロッケンという楽器購入を予定している。

グロッケン

## 大磯小学校 遊具撤去・設置 180万円 増

問 新設は何を考えているか。

答 ジャングルジムの5段のものを考えている。

撤去前の遊具

## 指定管理委託料 3施設 限度額合計 1億8546万円

令和2年度から令和7年度までの5年間、福祉センター（3170万円）、大磯運動公園（1億1027万円）、鴫立庵（4350万円）の3施設を、指定管理委託をするため債務負担行為を設定する。

問 債務負担行為として本議会でやる必要があるのか。

答 地方自治法で予算を伴う条例は、関連する予算を同議会で計上しなければいけないという規定がある。

## 討論

**反対**【鈴木京子議員】

全会計に反対する。一番大きな理由は期末手当の削減分が全部に反映されている点。また本庁舎建設基金にこれだけ積み立てなくてはいけないのか非常に疑問である。

学校の長寿命化計画は最初に国から町に情報は入ったはずだが放置をされてきた。指摘のし合える組織であってほしい。

**賛成**【奥津勝子議員】

全会計に賛成する。新型コロナウイルスの感染症拡大防止のために多くのイベントが中止になり、事業中止のための減額が多くなったことは本当に残念。

町民の方からのエールに応えるためにも、この補正予算を通して速やかに事業が進むことを願う。

### 令和２年度 一般会計補正予算の主な内容

| 歳　入 | |
|---|---|
| 普通交付税 | １億8,935万円 |
| 寄附金 | 2,602万円 |
| **歳　出** | |
| 本庁舎建設基金積立金 | 6,700万円 |
| 公共施設整備基金積立金 | 8,670万円 |
| 高齢者予防接種委託料 | 2,379万円 |
| 新生児特別給付金 | 1,600万円 |

### 令和２年度 各会計補正予算

| 会計別 | 歳入歳出予算 |
|---|---|
| 一般会計（第７号） | 142億5,902万円<br>（１億5,311万円を追加） |
| 国民健康保険事業特別会計（第３号） | 36億6,330万円<br>（291万円を減額） |
| 後期高齢者医療特別会計（第２号） | 10億6,234万円<br>（20万円を追加） |
| 介護保険事業特別会計（第３号） | 34億1,975万円<br>（795万円を減） |
| 下水道事業会計（第１号）<br>※収益的支出及び資本的支出の合計額を記載しています。 | 25億4,440万円<br>（134万円を減額） |

※金額は、１万円未満は四捨五入

# みなさんの陳情はこうなりました

| 番号 | 件　名 | 提出者 | 要　旨 | 付託委員会 | 委員会の意見・結果 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第7号 | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備についての陳情 | 湘南たばこ商業協同組合<br>理事長　杉山　喜久雄 | 改正健康増進法の観点から、地方たばこ税を分煙環境整備等に活用できる全国的な制度の整備を要望する意見書の提出を求める。 | 総務建設 | 望まない受動喫煙を避けるためにも分煙を促す公共喫煙所の整備等に地方たばこ税の活用は大切。<br>**採択**<br>（採択5、不採択1） |
| 第8号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情 | 神奈川県医療労働組合連合会<br>執行委員長<br>古岡　孝広 | 国民が安心して暮らせる社会実現のための財源確保、公衆衛生行政の拡充、医師・介護職等の増員、保健所の増設等を要望する意見書の提出を求める。 | 福祉文教 | 趣旨は理解できるが、「社会保障に関わる国民負担軽減を図ること」については医療労働組合連合会が参議院へ請願を提出済みである。<br>**趣旨採択**<br>（採択2、趣旨採択4） |
| 第9号 | 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 | 神奈川県労働組合総連合<br>議長　住谷　和典 | コロナ禍では最低賃金近傍で働く労働者から生活破綻に陥ったため、最低賃金引上げ等最低賃金法の改正、中小企業への支援策の拡充を行うよう国に意見書の提出を求める。 | 総務建設 | 業績が逼迫した中小企業に対し最低賃金1,500円を目指す要求は経営を圧迫するもので難しい。<br>**不採択**<br>（不採択6） |
| 第10号 | 思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める陳情 | 自主･平和･民主のための広範な国民連合・神奈川<br>代表　原田　章弘 | 在日米軍に対する「思いやり予算」を廃止することを求める意見書を国に対し提出することを求める。 | 総務建設 | 防衛費の増大や日本の主権を守るためには必要な予算。見直しは必要だが、廃止するというのはそぐわない。<br>**不採択**<br>（趣旨採択1、不採択5） |
| 第11号 | 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情 | 高橋　喜寿 | 人権問題の視点からの子どもの権利についての意識向上のため、子どもの権利条約等を学ぶ勉強会の開催と町民への周知を求める。 | ― | **机上配布** |
| 第12号 | 【陳情書の取扱基準】の追加についての陳情書 | 石澤　清司 | 陳情の取り扱い基準に「虚偽の記載があり、議会の信用と権威を失墜させるもの」を追加することを求める。 | ― | **机上配布** |

※机上配布：議会運営委員会での協議の結果、審査除外と決定し、所管の常任委員会へ付託しないとしたもの。
※趣旨採択：「願意は理解できるが、実現性の面で確信がもてない」といった場合に採られる決定の方法。
　誰でも陳情書や請願（議員の紹介が必要）を議会に提出することができます。詳しくは議会事務局にお問合せください。
　６１－４１００（内線２８１）　**※提出締切日（３月定例会分）２月５日（金）午後５時まで。**

## 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度構築を求める意見書

　平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、令和元年7月に一部施行、令和2年4月から全面施行された。

　改正健康増進法の趣旨は、一定のルールの下で、禁煙すべき場所や喫煙できる場所の特定を行うことにより、「望まない受動喫煙」を防止することであり、いわゆる「分煙」を進めるものと理解している。

　そのような中、たばこ業界を取り巻く環境は、複数年にわたる、たばこ税の増税、受動喫煙防止対策による改正健康増進法の段階的施行など、喫煙規制強化の動きの拡大により、非常に厳しい現状にある。

　また、公共施設や飲食店等において、改正健康増進法により、喫煙場所整備の財政的負担は大きく、喫煙場所の撤去・縮小が進むなど、かえってポイ捨てやルールを守らない喫煙の加速度的な増加が危惧されている。

　よって、国においては、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、地方たばこ税を分煙社会の実現、望まない受動喫煙防止を目的とした、分煙環境整備として活用できる制度の整備を強く要望するものである。

令和2年12月15日

**提出者**　奥津　勝子
**賛成者**　渡辺　順子
清田　文雄
鈴木たまよ
飯田　修司
髙橋　英俊

# 議案に対する各議員の賛否結果一覧表

| 議案番号 | 議案 ＼ 議員名（議席順） | 鈴木京子 | 石川則男 | 竹内恵美子 | 清田文雄 | 吉川諭 | 鈴木たまよ | 奥津勝子 | 二宮加寿子 | 渡辺順子 | 吉川重雄 | 飯田修司 | 玉虫志保実 | 柴崎茂 | 髙橋英俊 | 結果 | 掲載ページ番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 52 | 大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | — | 可決 | 2・3 |
| 53 | 大磯町森林環境譲与税基金条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | 可決 | 3 |
| 54 | 大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | — | 可決 | 4 |
| 55 | 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | 可決 | 5 |
| 56 | 大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | — | 可決 | 5 |
| 57 | 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | — | 可決 | 5 |
| 58 | 指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | 可決 | 6・7 |
| 59 | 指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | |
| 60 | 指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | — | 可決 | |
| 61 | 令和２年度大磯町一般会計補正予算（第７号） | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | — | 可決 | 8・9・10 |
| 62 | 令和２年度大磯町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号） | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | |
| 63 | 令和２年度大磯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | |
| 64 | 令和２年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第３号） | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | |
| 65 | 令和２年度大磯町下水道事業会計補正予算（第１号） | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | |
| 意見書案第４号 | 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度構築を求める意見書 | ○ | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | — | 可決 | 11 |

○は賛成　　●は反対　　—は議長が賛否に加わっていない

※議案第58号は福祉センターさざれ石、議案第59号は大磯運動公園、議案第60号は鴫立庵についての審議。

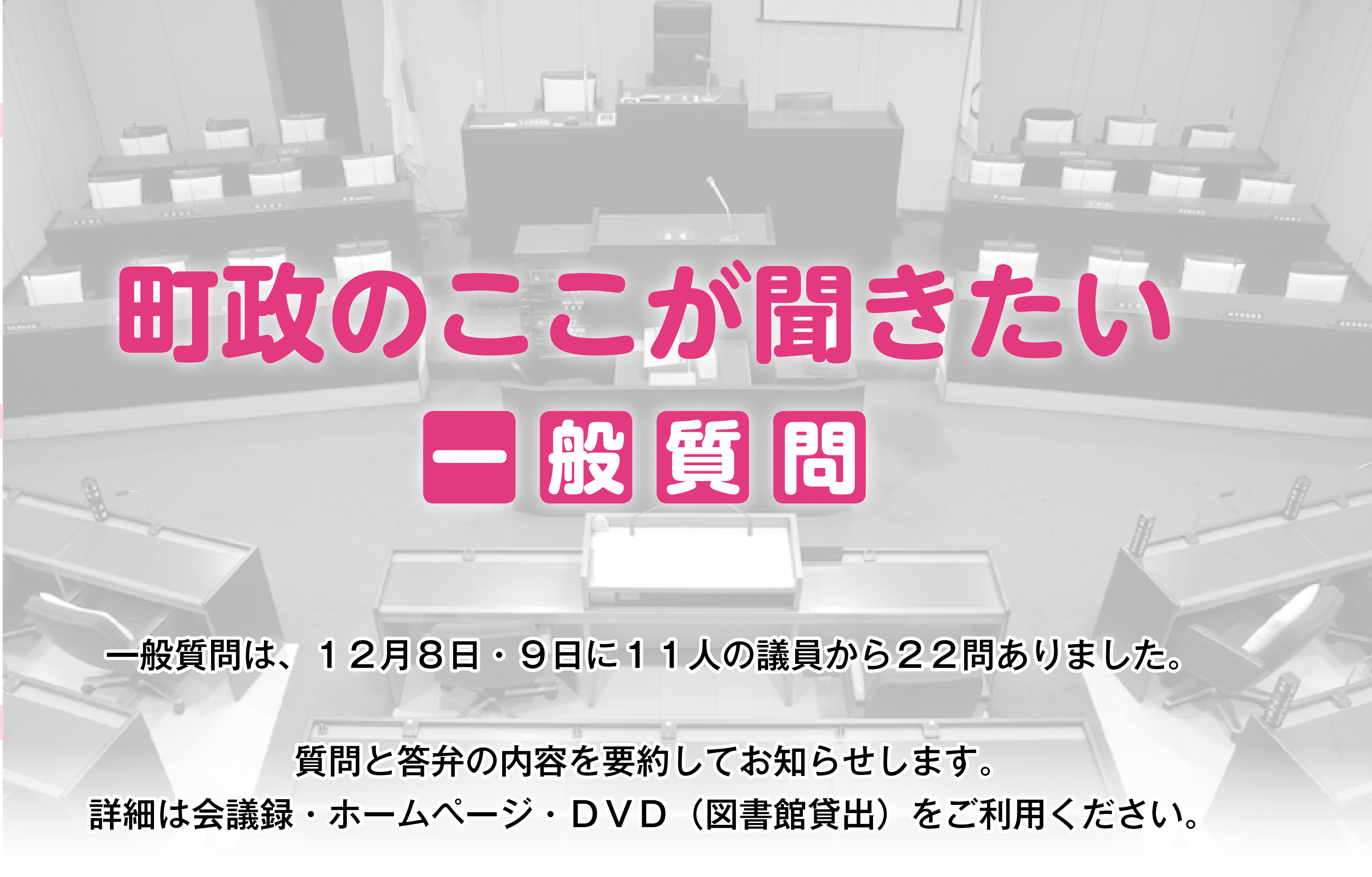

# 町政のここが聞きたい
# 一般質問

一般質問は、１２月８日・９日に１１人の議員から２２問ありました。

質問と答弁の内容を要約してお知らせします。
詳細は会議録・ホームページ・DVD（図書館貸出）をご利用ください。

【文責は本人】

## 中学校給食 令和５年度再開は
### 再開時期は一時白紙に

竹内恵美子

**問　各中学校の敷地内の建設候補地も決まったが、進捗状況は。**

教育長　昨年12月議会で基本設計委託料の補正予算を否決。令和2年度に入り、町立中学校給食施設建設準備会を2回開催し、基本方針、自校方式の給食施設建設の検討をした結果、町の案であるC案に決定。その後、PTA連絡協議会や教育委員との検討を重ね、給食施設建設のための予算計上を先送りし、教育関連施設に係る長寿命化に向けた個別施設計画を策定し、中学校給食施設の建設は一旦スケジュールのみを白紙に戻し、再検討する。学びの場の整備を優先。給食を実施するまでの間、昼食費の援助やお弁当の販売も今後実施していきたい。

**問　教育関連施設全体の長寿命化計画が完成するまで、中学校給食に関する事業は休止か。**

答　再開時期は再検討を行いたい。

**問　再検討というが、自校方式ではなく、センター方式や、親子方式に変更になることも想定しているのか。**

答　町の方針として自校方式に決定している。

小学校の給食風景

# 性的少数者への考え方は

## 理解と啓発を進める

奥津勝子

**問** 性的指向や性自認の多様性が尊重される時代に入った。個々の生活の場が安定できるものになるよう、周囲の理解を深める取り組みを町は進めていかなくてはならないと思う。第三次大磯町男女共同参画推進プラン（素案）の中に、さまざまな性に対する理解、教育啓発とあるが進め方は。

**町長** 講演会や人権啓発キャンペーンを通し、町民の方々に周知、理解と啓発を進める。教職員向けの研修を行うことで、学校教育現場での理解の浸透を図る。

**問** これまでの性的マイノリティについて取り組んだ実績は。また今後は。

**答** 正直進んでいないが、人権教育講演会、大磯中の生徒、教員、保護者を対象に講演会を行った。性の多様性を尊重し、誰もが生きやすい社会づくりを考えている。

**問** パートナーシップ証明制度についての県内の状況は。

**答** 8市町が制定、4つの市で導入を準備。早ければ令和3年度末に向け、十分な周知期間もとり、制度を進めていきたい。

**その他の質問**

○災害時のペットの対応について

# 大磯幼稚園はなぜ民営化なのか

## 費用面のメリットから

吉川諭

**問** 幼児教育・保育サービスの町営と民営の割合はどの程度が望ましいと考えるか。

**答** 町営でも民営でも、メリットの大きいものを考える。現時点では、町立の幼稚園、保育園をそれぞれ1園ずつ維持していきたい。

**問** 1園ずつ維持という方向性はどう決めたか。

**答** 町立幼稚園2園を1園にするという話は令和元年11月の前段階で、既に町の担当課、理事者では確認していた。

**問** 令和元年11月の子ども・子育て会議で「民営化」という方向性をきちんと委員に示したのか。

**答** 認定こども園化の話のみをした。その時点で具体的な考え方は決定していなかった。

**問** 町立と民営では財政負担はどうなるか。

**答** 平成30年に開園したサンキッズ国府の場合、総建設費約4億5千万円のうち19％の8600万円が町の負担だった。町営にすると全額が町の負担となる。運営費についても町営であれば年間1億8000万円かかるが民営化にすれば5100万円になる。長期的に見て、費用面から町立のメリットはない。

町立大磯幼稚園

# 循環しないごみ見直すべきでは

## できるか探してみたい

鈴木たまよ

**問**　容器包装プラスチックのリサイクル率は高いと言うが、そのほとんどはサーマルリサイクルとしてごみを燃やす燃料として使われている。燃やして終わりなので海外ではリサイクルとは認識されていない。平塚市、二宮町とともに大磯町も循環型社会形成を推進するのであれば、循環にそぐわないものは改善すべきではないか。

**答**　平塚市も二宮町もこれについては具体的な取り組みは行っていない。町の事務方で協議を進めながら、何らかの取り組みが推進されればよいと考える。またこれは国の問題でもあるため、ペットボトル等ほかのプラスチックを含み、国や県の動向も意識しながら、町ができることを探索していきたい。

**問**　ごみを削減するということは、私たちの税金の使い方にも関係してくる。加速度的にしっかり推進してもらいたいが。

**町長**　やらねば何もできない。この場で断言はできないが、量り売りなど、町民の方々に分かりやすい例を1か所からでも始めて発信していくという形ができるかどうか、探してみたいと思う。

量り売りはゴミを減らす

# 生涯学習推進計画は大変重要では

## 学習政策の重要な部門

二宮加寿子

**問**　現在策定中の生涯学習推進計画は、総合計画やまちづくり基本計画と同様に計画期間が10年となり、大変重要な位置づけと思われるが。

**町長**　大磯町の総合計画を上位計画としているが町民の方々の生涯学習政策の重要な部門である。

令和3年度から始まる第3次計画の副題は「心豊かな人づくり、まちづくりのために」となる。

**教育長**　生涯学習、文化活動、文化財保護・継承を根底とした計画で町民と生涯学習団体、企業と行政が共同し推進。生涯学習のまちづくりを目指すための指針で、町民一人ひとりが、知識・技能、豊かな人間性と社会性を高める中で、人間同士のつながりを深め合い心豊かな地域づくりを進める。

環境基本計画、けんこうプラン大磯・高齢者福祉計画・介護保険事業計画・子ども笑顔かがやきプランと同列の総合的、効果的な推進を図る重要な計画である。

**問**　町民の意見の把握が計画に反映されているか。

**答**　2回の意識調査や講座実習時に行ったアンケート、パブリックコメントの意見を参考にする。

生涯学習マスコット「マナビィ」

生涯学習のシンボルマーク

# 庁舎を条件の悪い この地に建設か

## 調整区域は原則不可

飯田修司

問　庁舎は50年弱、大磯中学校は60年超えもある、校舎を長寿命化して、役場を長寿命化しないのか。

答　本庁舎については、10年程度を持たせるための応急対応的な耐震補強工事を平成13年と14年にし、Is値で言うと0・5程度しか現状ない。

問　一番古い大磯中学校、中学給食を後回しにして庁舎に邁進というのも納得できない。

答　20年近くかかって、耐震補強工事を行ってきた中で、ある程度他の公共施設のめどがついた。いよいよ本庁舎のほうにこれから入っていかなければいけないといったところである。

問　わざわざこの狭いところより、もっと夢を持って大きな調整区域、そこに複合化して建てれば町民が納得する。国府地区と合併し、国府地区に近づいたところに庁舎を持っていく、それが町民の願いだが。

答　調整区域の建築工事ということで、庁舎の立地については、開発許可が必要となり、庁舎は公益上除外されており、原則として開発許可は下りない。

その他の質問

○崩落した県道の計画は

この地に建設！

---

# コロナ感染状況 正しい情報提供を

## 平塚保健所に相談する

渡辺順子

問　平塚保健所は管轄内市町村の感染状況を公表しないそうだが、茅ケ崎市はHPにその日の発生状況として、感染者の年代・性別・居住地・同居家族数・職業・最終出勤日・検体最終日・陽性確定日・症状・療養先（施設、自宅その他）・感染経路を公表している。

　また感染動向として、相談件数・PCR検査数と陽性患者数・施設療養と自宅療養人数・療養修了人数・死亡人数を累計と当日別に公表している。

　近隣保健所で対応が違っている。正しい情報提供をしてほしい。

答　感染症法では、国の責務として感染症に係る情報は個人情報に十分留意し、積極的に公表していかなければならないとされている。公表の仕方を平塚保健福祉事務所に相談したい。

問　職種によっては検査の拡充が必要と思うが。

答　新学期に向けて幼稚園・保育園・小中学校の教員を対象に検査の実施を考えている。

問　医療・介護の現場もトップの意思次第で感染を広げないようにできる。

町長　疾病における危機管理は首長としてもしっかり捉えていく。

感染予防

# 消防団員の出動手当見直し状況は

## 見直しを検討中

石川則男

問　大磯町の出動手当は低いとの答弁があったが、どのように見直す考えか。

町長　平成５年に一時間当たり５７０円に改定した後、見直しが行われておらず他市町村と比べても低額である。県内の各自治体の支給状況を参考に検討を進めている。

問　出動手当を改正するには条例改正が必要と考えるが。

答　来年度の当初予算でその経費が見込めるようであれば、同じタイミングで条例改正を提案したい。

問　平成20年消防団員が特別職公務員となって以降は、寄附金を受け取ることは違法となった。大磯町12個分団が来年度出不足料や寄附金を集めたり、もらったりしないよう、どう対応するのか。

町長　出不足料や寄附金への対応については、法令・条例・規則を守り適切な対応がなされるよう、消防本部、各分団長と協議を行い指導していく。

問　私が最も心配しているのは、善意や町のためにという熱い気持ちの消防団員の方々を悪者にしてはいけないと思うが。

答　ご意見を踏まえ対応していきたい。

大磯消防署

# 独り暮らしの高齢者どう関わるか

## 多様な問題に対応

柴崎茂

問　独り暮らしの高齢者にどう関わるつもりか。

町長　２０２５年には、団塊の世代が後期高齢者になり、２０４０年には団塊ジュニア世代が65歳になるため、高齢化率は今後も増加する。

問　高齢福祉行政の問題点は、後期高齢者数の増加や高齢化率の上昇により、介護保険の認定者数が増加し、必要な介護サービスが十分に提供できなくなることが懸念される。また、増加が見込まれる独り暮らしの高齢者など多様な問題に対応していく必要がある。

６月にした質問では通常の特別養護老人ホームは広域的だが、大磯の住民だけが入れる施設が必要ではないかという話をした。今回は施設の人員規定について尋ねる。

答　介護保険法に基づいた県条例で支援員の配置人数は決まっている。

問　ところが、11月18日「岡山県の特別養護老人ホームで職員が入居者に対して虐待」ということがあった。民間企業の力を借りても、運用が間違ったら何もならない。

答　現在、高齢者福祉計画第８期に向けての計画内容に関し話し合いをしている。

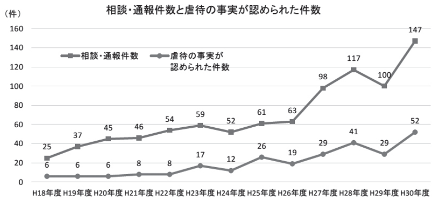

出典：神奈川県ＨＰ

養介護施設従事者等による高齢者虐待の推移

# 町営住宅跡地を公園にしない訳は

## 売却を進めているため

**問**　西小磯のＪＲ東海道線より北側は公園整備の必要性の高い地域であり、公園整備を図りたいと考えているのに町営住宅跡地を公園にしない理由は。

**町長**　町営月京住宅の新設後、未利用の公有財産となった住宅跡地は財源確保の取組と位置づけ売却を進めているため。

**問**　約３分の２がハザードマップの土砂災害警戒区域に指定されている西小磯の町営住宅跡地。そのような土地を宅地用地として販売するのか。

**答**　土砂災害警戒区域は土砂災害特別警戒区域とは異なり、特段の規制は受けない。物件に関わる情報を公表して平成29年から売却を行っている。

**問**　南側の道路に面した部分の土地を幅２メーターほど販売せずに、緊急車両の待機場所や高齢者やベビーカーを押す若い人が乗り合いタクシーに安心して乗降できるスペースを確保できないか。

**答**　南側の認定町道は４メーターの道路幅員があるため拡幅は考えていない。退避場所を合わせても町では４メーターを基準として考えていきたい。

**その他の質問**

〇大磯町役場本庁舎整備について

JR東海道線北側の町営住宅跡地

# 東海大大磯病院の存続の意向は

## 存続意向は確認済み

**問**　病院の存続に関する声が届き続けている。大磯町や近隣自治体にとってなくてはならない医療機関である。意向確認をされないか。また、存続の手立てを構築する必要があるのではないか。

**町長**　昭和59年に開院、23の診療科目を持つ地域の中核病院である。新型コロナウイルス感染症対応でも、県の重点医療機関となっている。

　病院関係者との面談も行い、病院の存続意向も確認済みである。

　議員は病院の存続というが、どこから情報を把握したのか。根拠を示さなければ答弁はできない。

**問**　町長は私が作り話をしていると思っているのか。本当に心配をしているから声が届く事実がある。心配を払拭するために質問している。存続の確認もできたし、相談等もないので、町民には心配ないと言えばよいこと。病院と協議の場を持っていただきたいが。

**答**　救急対応をはじめ、がん検診、乳幼児の健診、予防接種や災害時の後方支援などもお願いしている。

　情報交換や契約の手続きの際、いろいろ話し合いができている。

東海大学医学部付属大磯病院

# 新庁舎建設等特別委員会を設置

議会は新庁舎建設に向けた町の取り組み状況を調査する「新庁舎建設等特別委員会」を令和2年9月29日に設置した。構成は8名で2常任委員会から各4名を選出。任期は令和5年6月30日まで。

## 経緯と取り組み状況

平成30年3月に策定された「大磯町公共施設等第1期個別施設計画」で現庁舎が建て替え・複合化の施設に位置付けられたことに伴い「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会」において、施設規模・敷地面積・建設地・複合化・事業手法、供用開始時期などが調査・検討され、令和2年4月に「報告書」が策定された。

基本構想作成の段階から設計者を選ぶ公募型プロポーザル方式を採用し、アンケート、意見交換などを行い令和4年3月に基本構想を策定するスケジュールで、町はこれまでに「大磯町役場整備基本構想等検討委員会」を2回開催している。

## 調査内容

委員会は10月21日、11月2日の2回開催した。委員からスケジュールや住民説明会、事業費の財源確保、基金の状況、エネルギーや環境への配慮、設計者の選定方法やその透明性、デザイン、防災機能などについて質問があった。11月6日、プロポーザルに関する意見をまとめ11月9日町長に書面にて提出した。

なお、現庁舎は昭和46年の竣工であるが昭和61年に実施した耐震診断で耐震性が低いという結果が出た。設備に関する問題も多いことから何回か改修計画や耐震補強が検討され、平成14年、建て替えを前提に最小限の耐震補強と外装や設備の改修を行っているが、公共施設に求められる耐震性は確保されていない。委員会ではこれらの工事に関する調査も行う。

**特別委員会委員**

委員長　渡辺　順子
副委員長　鈴木　京子
石川　則男
清田　文雄
吉川　諭
鈴木たまよ
二宮加寿子
玉虫志保実

# 議員研修会

## 11月19日　官公庁本庁舎建設のスキームについて

藤木隆男建築研究所の藤木隆男氏を招き、「官公庁本庁舎建設のスキームについて」を受講した。

内容は「古今東西の名作庁舎建築」「多様な現代庁舎建築」等の解説と、大磯町新庁舎整備設計者選定プロポーザルについて「選考過程の透明性の確保はできるか。」「基本構想の策定と基本設計は同一設計者が行うことが一般的か。」また、「そのメリットデメリットは。」等のプロポーザル方式の具体的な内容への質疑応答が行われた。

## 12月18日　地方議会におけるICT化の取り組み

令和2年3月に開催を予定していたが、コロナ禍で講師の派遣がかなわず延期されていた富士ソフト株式会社ｍｏｒｅＮＯＴＥ事業部による「地方議会におけるＩＣＴ化の取り組み～タブレット端末によるペーパーレス会議について～」の研修会を一人一台のタブレットを使用し、オンラインにより受講した。

## 笑顔シリーズ

# 令和3年元旦の六所神社

初詣の皆様に、福をお届けする巫女さんです。今年の六所神社は、コロナ感染症のため、厳重な対策を取り皆様をお迎えしたとのことです。

そのため、ご覧のように巫女さんの笑顔もマスクの下に隠れてしまい、大変残念に思います。

昨年末から第三波ということで、感染が拡大しています。この大磯町でも日々感染者が増えているようです。

3月にはワクチン接種が順次行われるとのことですが、このような光景は、今年限りであることを祈ります。

## 議会だよりの表紙を飾りませんか

議会だより編集委員会では、第204号（令和３年４月27日発行）の表紙写真を募集しています。

### テーマ：「笑顔」

**応募期間**：令和３年３月26日まで受付

※応募上の注意や応募方法は、大磯町議会ホームページでご確認ください。

**問い合わせ**：大磯町議会事務局

## 議会のうごき

**10月**

- 2日　議会だより編集委員会
- 9日　議会だより編集委員会
- 14日　新庁舎建設等特別委員会
- 15日　議会だより編集委員会
- 16日　議会運営委員会／議員全員協議会
- 21日　新庁舎建設等特別委員会
- 29日　総務建設常任委員会協議会

**11月**

- 2日　新庁舎建設等特別委員会
- 5日　福祉文教常任委員会協議会
- 13日　総務建設常任委員会協議会
- 16日　議会運営委員会／議員全員協議会／議会だより編集委員会
- 17日　福祉文教常任委員会協議会
- 19日　議員研修会
- 20日　議会運営委員会
- 30日　12月定例会（議案審議等）

**12月**

- 2日　総務建設常任委員会
- 3日　福祉文教常任委員会
- 4日　議会だより編集委員会
- 8日　12月定例会（一般質問）
- 9日　12月定例会（一般質問）
- 14日　議員全員協議会／議会運営委員会
- 15日　12月定例会（委員長報告等）
- 16日　議員全員協議会
- 18日　議員研修会

## ３月定例会

| | |
|---|---|
| ２月15日（月） | 議案上程等 |
| 22日（月） | 総括質疑 |
| 25日（木） | 一般質問 |
| 26日（金） | 一般質問 |
| ３月18日（木） | 委員長報告等 |

湘南ケーブルテレビ
地上デジタルＳＣＮ101
チャンネルにて放映

生放送９時～、
再放送は19時～

## 予算特別委員会（予定）

２月22日（月）
３月１日（月）
２日（火）
４日（木）
５日（金）

予算特別委員会の詳細は、決まり次第、議会ホームページでお知らせします。

## 【編集後記】

151号から200号までの議会だよりの合本が出来上がりました。今回は縮刷版ではなく、保存していた議会だよりをそのまま使用した合冊版です。図書館等にてご覧いただけます。

昭和51年7月発行の1号から今号まで、議会だよりの内容は大磯町の歩みであり、全てノンフィクションです。

町の歩みを正確に伝えることが議会だよりの使命と再確認。理解しやすく読んでいただける「だより作り」に努めねば。


【発行責任者】
議　長　髙橋　英俊

【議会だより編集委員会】
委員長　玉虫志保実
副委員長　清田　文雄
委　員　吉川　諭
鈴木たまよ
飯田　修司
柴崎　茂

【オブザーバー】
副議長　鈴木　京子



議会だより おおいそ 第203号
発行／大磯町議会　編集／議会だより編集委員会　〒255-8555　神奈川県中郡大磯町東小磯183　TEL 0463-61-4100（内線281）　FAX 0463-61-1991
ホームページアドレス　http://www.town.oiso.kanagawa.jp/　メールアドレス　gikai@town.oiso.kanagawa.jp